

商品概要説明書

1	商品名（愛称）	自由金利型定期預金 愛称：大口定期預金
2	ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
3	お預入れ期間	定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 満期期日指定方式 1か月超5年未満 ・定型方式の場合は、お預入れ時の申し出により自動継続（元金継続または元 利金継続）のお取扱いができます。 ・総合口座の場合は、3か月以上のお取扱いとなります。
4	お預入れ方法 (1)お預入れ方法 (2)お預入れ金額 (3)お預入れ単位	一括お預入れいただきます。 1,000万円以上 1円単位
5	払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6	利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金	お預入れ時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括してお支払いします。 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日 までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割し てお支払いします。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中 間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率 ×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さま・・・2013年1月1日以降、復興特別所得税が課され、利息 に20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ・法人のお客さま・・・総合課税（非課税法人の場合は非課税）
7	手数料	—
8	付加できる特約条項	個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。（貸越 利率は担保定期預金の利率に年0.50%を上乗せした利率を適用します。貸越限 度額は担保定期預金の90%以内、上限500万円までとなります。）
9	中途解約時のお取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに 払い戻しいたします。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複 数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算しま す。 （1） 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の（2）の方式による利率（小数点第4位以下切捨て）と解約日の 普通預金利率のうちいずれか低い利率

商品概要説明書

		<p>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のA、およびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。</p> <p>A：約定利率－約定利率×30%</p> $B：約定利率－ \frac{(\text{基準利率}－\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}－\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>(注) 基準利率については、窓口におたずねください。</p>
10	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・本預金は預金保険の対象商品です。同保険の範囲内で保護されます。 ・金利については窓口でお問い合わせください。
11	当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>

(2021年8月1日現在)